

政令第 号

下水道法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、下水道法等の一部を改正する法律（令和八年法律第六十五号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

下水道法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和八年八月十七日とする。

理 由

下水道法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める必要があるからである。